

診療報酬改定のお知らせ

2024年6月からの診療報酬改定における厚労省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理を行うため「特定疾患療養管理料」から「**生活習慣病管理料（Ⅱ）**」へ移行いたします。

これに伴い当診療所におきましても糖尿病・高血圧・脂質異常症の患者さまの状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行った場合に「生活習慣病管理料（Ⅱ）」を算定し、**※療養計画書**を基に指導することが必須となりましたので、ご理解、ご協力をお願い致します。

※定期受診時に療養計画書についての説明・同意等を取らせていただきます。（初回のみ療養計画書へ署名）

2024年6月

ボッシュ健康保険組合診療所

所長 坂田 憲史